

佐賀県規則第28号

佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農業大学校管理規則（昭和59年佐賀県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（職制）</p> <p>第6条 大学校に校長、副校長、教授及び<u>助教授</u>を置く。</p> <p>2～5 略</p> <p>（職務）</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 教授は、教務及び<u>研修事務を掌る</u>。</p> <p>7 <u>助教授は、教授を補佐し、教務及び研修事務に従事する</u>。</p> <p>8 略</p>	<p>（職制）</p> <p>第6条 大学校に校長、副校長、教授及び<u>准教授</u>を置く。</p> <p>2～5 略</p> <p>（職務）</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 教授は、<u>専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、教務及び研修事務に従事する</u>。</p> <p>7 <u>准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、教務及び研修事務に従事する</u>。</p> <p>8 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。